

## 今回のテーマ：～労働契約法改正～定年後、再雇用者への対応が必要！②

Q. 定年後、再雇用している従業員に対し来年の「無期転換ルール」開始に対し、どのように対応すればいいのでしょうか？

A. 前回、無期転換ルール（有期労働契約が反復更新されて「通算5年」を超えたとき、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約、すなわち「無期労働契約」に転換されるルール）については説明しました。

ところで、この無期転換ルールは定年後に有期労働契約で継続雇用される高齢者にも適用されます。たとえば、60歳定年を定めている事業所において、1年契約により継続雇用した場合に65歳以降も再雇用している場合には、その時点で5年を超える契約となり、無期転換ルールが適用されるということになります。

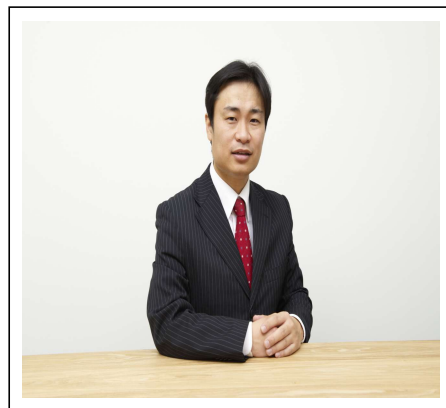
そうしますと、例えば「(加齢により) 運転技術もおぼつかなくなっているの、もうそろそろ辞めてもらえるとありがたいんだけど・・・」と思っけていても無期転換権を行使されると、解雇の問題が生じ労働トラブルに発展することにもなりかねません。

そのようなことにならないための解決策は、「継続雇用の高齢者の特例」を申請することです。これは、平成27年に施行されている「有期雇用特別措置法」により定められたものです。具体的には「適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しない」というものです。ゆえに、この手続きを行うことにより、継続雇用の高齢者に関しては、無期転換権の問題は解決できます。具体的な手続き方法に関しては、次回、書かせていただきます。

### 定年後、再雇用者には特例手続きにより対応を！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**